

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【公開番号】特開2019-84228(P2019-84228A)

【公開日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2019-021

【出願番号】特願2017-216435(P2017-216435)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月5日(2021.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行う遊技機において、

第1発光手段と、

第2発光手段と、

前記第1発光手段と前記第2発光手段の制御を行う報知制御手段と、

第1所定状態と第2所定状態とを含む複数の状態に制御可能な状態制御手段と、
を備え、

前記報知制御手段は、

遊技が終了した後、前記第1発光手段により遊技に関する情報を報知させることが可能であり、

第1所定状態における最後の遊技が終了した後、前記第1発光手段に遊技に関する情報を報知させている場合に、第1条件が成立することで、前記第1発光手段による遊技に関する情報の報知を終了させ、

第2所定状態における最後の遊技が終了した後、前記第1発光手段に遊技に関する情報を報知させている場合に、第1条件とは異なる第2条件が成立することで、前記第1発光手段による遊技に関する情報の報知を終了させ、

前記第2発光手段は、複数の発光手段を含み、

前記報知制御手段は、

前記複数の発光手段それぞれと対応する複数の出力端子それからの信号の出力を制御することにより、前記複数の発光手段の発光を制御し、

前記複数の発光手段が発光している状態で遊技の進行が不能化された特定状態に移行したときに、該複数の発光手段のうちの一部の発光手段の発光を維持するように前記信号の出力を制御し、該一部の発光手段以外の2以上の発光手段の発光が停止するように前記信号の出力を制御し、

前記2以上の発光手段と対応する2以上の出力端子それは隣接して設けられている遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(A) 遊技を行う遊技機において、

第1発光手段と、

第2発光手段と、

前記第1発光手段と前記第2発光手段の制御を行う報知制御手段と、

第1所定状態と第2所定状態とを含む複数の状態に制御可能な状態制御手段と、
を備え、

前記報知制御手段は、

遊技が終了した後、前記第1発光手段により遊技に関する情報を報知させることが可能
であり、

第1所定状態における最後の遊技が終了した後、前記第1発光手段に遊技に関する情報を報知させている場合に、第1条件が成立することで、前記第1発光手段による遊技に関する情報の報知を終了させ、

第2所定状態における最後の遊技が終了した後、前記第1発光手段に遊技に関する情報を報知させている場合に、第1条件とは異なる第2条件が成立することで、前記第1発光手段による遊技に関する情報の報知を終了させ、

前記第2発光手段は、複数の発光手段を含み、

前記報知制御手段は、

前記複数の発光手段それぞれと対応する複数の出力端子それぞれからの信号の出力を制御することにより、前記複数の発光手段の発光を制御し、

前記複数の発光手段が発光している状態で遊技の進行が不能化された特定状態に移行したときに、該複数の発光手段のうちの一部の発光手段の発光を維持するように前記信号の出力を制御し、該一部の発光手段以外の2以上の発光手段の発光が停止するように前記信号の出力を制御し、

前記2以上の発光手段と対応する2以上の出力端子それは隣接して設けられている。
。

(手段1) 遊技を行う遊技機(スロットマシン1)において、

情報を報知可能な報知手段(遊技補助表示器12、1~3BETLED14~16)と、

前記報知手段の制御を行う報知制御手段(メイン制御部41)と、

第1所定状態(BB)と第2所定状態(CB)とを含む複数の状態に制御可能な状態制御手段(メイン制御部41)と、

を備え、

前記報知制御手段は、

遊技が終了した後、前記報知手段に遊技に関する情報(メダルの払枚数、設定されている賭数)を報知させることができ、

第1所定状態(BB)における最後の遊技が終了した後、前記報知手段に遊技に関する情報(メダルの払枚数、設定されている賭数)を報知させている場合に、第1条件(BBの制御が終了されること)が成立することで、前記報知手段による遊技に関する情報の報知を終了させ、

第2所定状態(CB)における最後の遊技が終了した後、前記報知手段に遊技に関する情報(メダルの払枚数、設定されている賭数)を報知させている場合に、第1条件とは異なる第2条件(規定数の賭数が設定されている状態で、スタートスイッチ7が操作されること)が成立することで、前記報知手段による遊技に関する情報の報知を終了させることを特徴としている。

この特徴によれば、遊技が終了した後、遊技に関する情報を報知手段により報知させることができあり、第1所定状態における最後の遊技では、その遊技の終了後、第1条件が成立することで、報知手段による遊技に関する情報の報知を終了させる一方、第2所定

状態における最後の遊技では、その遊技の終了後、第1条件とは異なる第2条件が成立することで、報知手段による遊技に関する情報の報知を終了させるので、報知手段による報知が終了したタイミングの違いによって、第1所定状態における最後の遊技であるか、第2所定状態の最後の遊技であるかを特定させることができる。

尚、手段1において、遊技が終了した後、前記報知制御手段に遊技に関する情報を報知させることができるとは、遊技の終了前に遊技に関する情報の報知を開始させて、当該遊技の終了以降も継続して当該情報を報知させることが可能であるものや、遊技の終了時に遊技に関する情報の報知を開始させて、当該情報の報知を継続させることができるものと含む。

また、手段1において、第1所定状態と第2所定状態とは、有利度、終了条件、所定状態中における制御のうち少なくともいずれか1つが異なる状態である。